令和８年（フ）第３５５号
大阪市平野区瓜破４丁目１番３―703号
破産者　實森　康訓
１　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
２　一般調査期日　令和８年12月17日午後１時40分
令和８年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第１１号
島根県益田市匹見町紙祖イ113番地１
破産者　有限会社河野建設
１　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
２　一般調査期日　令和８年12月22日午前11時30分
令和８年10月15日　松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第９５２号
埼玉県蕨市塚越五丁目41番10号
破産者　新日本科学機器株式会社
１　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
２　一般調査期日　令和９年１月13日午後４時
令和８年10月15日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第５７１９号
大阪市北区豊崎１丁目８番11号
破産者　ＦＫ株式会社
１　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
２　一般調査期日　令和９年１月14日午後２時
令和８年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７７６号
大阪府大阪狭山市東野西三丁目786番地の６
破産者　株式会社Ｌｅａｄ
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年２月２日午前10時30分
令和８年10月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１７９号
高知市若草町15番５号　グリーネ101
破産者　髙橋　祥也
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年１月22日午後１時30分
令和８年10月16日　高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１０６号
広島県三原市本郷町南方5143―２、住民票上の住所広島県三原市本郷南６丁目12番９号
破産者　戸田　雅泰
１　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
２　一般調査期日　令和９年１月15日午前10時10分
令和８年10月16日　広島地方裁判所尾道支部

債権者集会招集

令和６年（フ）第５７１９号
大阪市北区豊崎１丁目８番11号
破産者　ＦＫ株式会社
１　期日　令和９年１月14日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１４６号
宮崎市清武町今泉甲136番地３　第５メゾン半九13号
破産者　鍋倉　幸一
異議申述期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月16日　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９７号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名1172番地１
シャーメゾンマリネス101号、前住所宮崎市佐土原町西上那珂6998番地
破産者　児玉喜代子
異議申述期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月16日　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０５９号
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　株式会社Ｇ企画
代表清算人　田中章夫
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０５５号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　株式会社ＫＦ
代表清算人　荒道　泰之
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第５号
富山市上袋１００番地１アピタ富山店２Ｆ
清算株式会社　株式会社北陸エンタープライズ
１　決定年月日　令和8年10月7日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

更生計画不認可

令和８年（ミ）第２号
東京都中央区日本橋堀留町一丁目１０番１４号
更生会社　株式会社ライフビジネスウェザー
１　決定年月日　令和８年１０月８日
２　主文　本件更生計画を認可しない。
３　理由の要旨
管財人が提出した更生会社に係る本件更生計画案は、決議に付されて可決された。
しかしながら、本件更生計画案は、租税等の請求権につき本税及び保険料並びに更生手続開始決定日の前日までの延滞金等の合計額の９１％に相当する金額の免除を受ける内容を含んでいるところ、その徴収の権限を有する者の同意を得ているとは認められない。
したがって、本件更生計画案は会社更生法１６９条１項の要件を満たさず、法令の規定に適合しないというべきであるから、同法１９９条２項１号の要件に該当するとは認められない。そして、その法令の違反の程度、更生会社の現況その他一切の事情を考慮しても本件更生計画案を認可しないことが不適当とは認められない。
４　更生計画の要旨（省略）
東京地方裁判所民事第２０部

管財人辞任

令和８年（ミ）第２号
東京都中央区日本橋堀留町一丁目１０番１４号
更生会社　株式会社ライフビジネスウェザー
管財人白樫俊成は令和８年１０月８日辞任した。
東京地方裁判所民事第２０部

管財人選任

令和８年（ミ）第２号
東京都中央区日本橋堀留町一丁目１０番１４号
更生会社　株式会社ライフビジネスウェザー
主文　管財人として
東京都港区虎ノ門１－１－２０虎ノ門実業会館８階
元木・上野法律事務所
上野　保を選任する。
令和８年１０月８日
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

令和８年（再）第１号
静岡県富士市日乃出町３８番地
再生債務者　株式会社鈴和観光
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　静岡県富士市伝法２８７８番地の２０
弁護士法人杉山法律事務所　弁護士　杉山　利朗
令和8年10月8日
静岡地方裁判所富士支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１８号
兵庫県宝塚市武庫川町５番15―1301号
再生債務者　吉村　　進
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再イ）第５１号
埼玉県春日部市不動院野1484番地12
再生債務者　大林　　慶
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係